



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *47 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則 (行政改革課)..... 1
- *48 和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則 (")..... 8

規 則

和歌山県規則第47号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、別表第1附属機関の名称の欄に掲げる附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 附属機関は、条例第2条第1項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第3条 附属機関は、別表第1定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第1任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他相当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

- 2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1 (第1条、第3条、第9条関係)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県情報公開制度審議会	5人以内	学識経験を有する者	1年以内	総務部
和歌山県債権整理審査会	5人以内	学識経験を有する者	3年以内	総務部
和歌山県文化表彰選考委員会	9人以内	学識経験を有する者	1年以内	企画部
和歌山県名匠表彰選考委員会	7人以内	学識経験を有する者	1年以内	企画部
和歌山県美術展覧会運営委員会	15人以内	主催団体の代表者 共催団体の代表者 学識経験を有する者	1年以内	企画部
和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会	5人以内	学識経験を有する者	1年以内	企画部
和歌山県国際交流センター指定管理者選定委員会	6人以内	学識経験を有する者	1年以内	企画部
和歌山県文化・スポーツ振興助成事業選考委員会	5人以内	学識経験を有する者	1年以内	企画部
和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会	7人以内	学識経験を有する者	1年以内	企画部
和歌山県環境表彰選考委員会	4人以内	学識経験を有する者	1年以内	環境生活部
和歌山県地域グリーンニューディール基金活用検討委員会	4人以内	学識経験を有する者	3年以内	環境生活部

和歌山県環境衛生研究センター評価委員会	5人以内	学識経験を有する者 環境及び衛生に関する団体関係者	2年以内	環境生活部
和歌山県環境衛生研究センター倫理審査委員会	3人	学識経験を有する者 住民	2年以内	環境生活部
和歌山県リサイクル製品認定審査会	10人以内	学識経験を有する者	2年以内	環境生活部
和歌山県廃棄物処理施設専門委員会	5人以内	学識経験を有する者	2年以内	環境生活部
和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会	7人以内	学識経験を有する者	1年以内	環境生活部
和歌山県クリーニング師試験委員	11人以内	学識経験を有する者	1年以内	環境生活部
和歌山県公衆浴場入浴料金協議会	7人以内	学識経験を有する者 公衆浴場営業者 利用者	1年以内	環境生活部
和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会	7人以内	学識経験を有する者 生産関係団体に所属する者	2年以内	環境生活部
白梅賞受賞者選考委員会	5人以内	学識経験を有する者	3年以内	福祉保健部
和歌山県次世代育成支援対策地域協議会	13人以内	公募に応じた者 学識経験を有する者 子育て支援活動を行う特定非営利活動法人の代表者 子育て支援関係者及び関係機関の代表者	1年以内	福祉保健部
和歌山県長寿社会対策推進会議	19人以内	学識経験を有する者 介護、医療及び福祉関係団体の代表者	3年以内	福祉保健部
紀の国チャレンジド賞選考等委員会	5人以内	障害者福祉関係団体の代表者	1年以内	福祉保健部
和歌山県福祉のまちづくり推進検討委員会	15人以内	学識経験を有する者 福祉関係団体の代表者 福祉のまちづくりに関する事業に従事する者	1年以内	福祉保健部
和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰審査委員会	6人以内	学識経験を有する者 障害者団体の代表者	1年以内	福祉保健部
和歌山県医療対策協議会	13人以内	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12第1項に規定する者	2年以内	福祉保健部
和歌山県精度管理専門委員会	5人以内	学識経験を有する者	2年以内	福祉保健部
和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者選定委員会	5人以内	学識経験を有する者 障害者団体の代表者	1年以内	福祉保健部
和歌山県災害医療対策会議	28人以内	災害拠点病院及び災害支援病院の代表者	2年以内	福祉保健部

		保健医療関係団体の代表者		
和歌山県医学研究奨励賞選考委員会	8人以内	学識経験を有する者 保健医療関係団体の代表者	2年以内	福祉保健部
和歌山県ナース章選考委員会	7人以内	学識経験を有する者 保健医療関係団体の代表者	3年以内	福祉保健部
和歌山県地域保健医療協議会	14人以内	学識経験を有する者 保健医療関係団体の代表者	2年以内	福祉保健部
和歌山県地域・職域連携推進協議会	16人以内	学識経験を有する者 保健医療関係団体の代表者 保険・労働関係団体の代表者 市長会・町村会の代表者	3年以内	福祉保健部
和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会	53人以内	学識経験を有する者	3年以内	福祉保健部
和歌山県特定疾患対策協議会	11人以内	学識経験を有する者	2年以内	福祉保健部
和歌山県感染症対策委員会	41人以内	学識経験を有する者	3年以内	福祉保健部
和歌山県肝疾患認定審査会	17人以内	学識経験を有する者	2年以内	福祉保健部
和歌山県健康危機管理専門家会議	12人以内	学識経験を有する者	3年以内	福祉保健部
和歌山県毒物劇物取扱者試験委員	9人以内	学識経験を有する者	1年以内	福祉保健部
和歌山県登録販売者試験委員	6人以内	学識経験を有する者	1年以内	福祉保健部
和歌山県献血推進協議会	22人以内	学識経験を有する者 医療関係団体の代表者 地域福祉及び社会教育に関する 団体の代表者 報道機関の代表者 関係行政機関の代表者	2年以内	福祉保健部
和歌山県中小企業振興対策審議会	27人以内	学識経験を有する者 金融機関の代表者 商工業団体の代表者 中小企業関係者 関係行政機関の代表者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県中小企業調停審議会	7人以内	学識経験を有する者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県大規模小売店舗立地審議会	7人以内	学識経験を有する者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県中小企業高度化資金貸付 審査委員会	5人以内	学識経験を有する者 商工業団体の代表者 政府系金融機関の代表者	1年以内	商工観光労働部
和歌山県勤労福祉会館指定管理者 選定委員会	6人以内	学識経験を有する者	1年以内	商工観光労働部
和歌山県郷土伝統工芸品審議会	10人以内	学識経験を有する者 関係行政機関の代表者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県中小企業振興支援補助金 審査委員会	15人以内	学識経験を有する者 中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工観光労働部

和歌山県中小企業事業計画評価委員会	15人以内	学識経験を有する者 中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工観光労働部
プレミアム和歌山推奨品審査委員会	6人	学識経験を有する者	3年以内	商工観光労働部
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	14人以内	学識経験を有する者 中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工観光労働部
和歌山県産業表彰審査委員会	10人以内	県内経済団体の代表者	1年以内	商工観光労働部
和歌山県産業技術戦略会議	18人以内	学識経験を有する者	3年以内	商工観光労働部
和歌山県産業技術高度化支援審査委員会	10人以内	学識経験を有する者 中小企業対策実施機関の代表者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県発明考案表彰審査会	10人以内	学識経験を有する者 中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工観光労働部
和歌山県工業技術センター評価委員会	6人以内	学識経験を有する者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県誘致企業認定審査委員会	7人	学識経験を有する者 商工関係団体の代表者	1年以内	商工観光労働部
和歌山県観光審議会	30人以内	学識経験を有する者 観光関連事業者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県農林水産関係試験研究評価委員会	15人以内	学識経験を有する者 農林水産業関係団体の代表者	2年以内	農林水産部
和歌山県農業農村振興委員会	16人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部
和歌山県ふるさと認証食品検討委員会	10人以内	農産物等の生産者 農産物等の加工関係者 農産物等の流通関係者 学識経験を有する者 関係行政機関の職員	2年以内	農林水産部
和歌山県植物公園緑花センター等指定管理者選定委員会	5人以内	学識経験を有する者	1年以内	農林水産部
和歌山県緑化功労賞選考委員会	5人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部
和歌山県水産振興対策審議会	30人以内	学識経験を有する者 水産業団体の代表者 水産業経営者 関係行政機関の職員	2年以内	農林水産部
和歌山県公共工事入札監視委員会	6人	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部
和歌山県公共事業再評価委員会	10人以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	15人以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部 農林水産部
和歌山県建設工事等実績認定審査会	8人以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部
和歌山県建設技術審査会	10人以内	建設業関係団体代表者 学識経験を有する者	2年以内	県土整備部
和歌山県公有地価格審査会	3人	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部

和歌山県河川整備審議会	15人以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部
和歌山県土砂災害対策審議会	10人以内	学識経験を有する者 関係行政機関の代表者	3年以内	県土整備部
和歌山県和歌川河川公園指定管理者選定委員会	7人以内	学識経験を有する者	1年以内	県土整備部
和歌山県都市公園等指定管理者選定委員会	6人以内	学識経験を有する者	1年以内	県土整備部
和歌山県港湾施設等指定管理者選定委員会	7人以内	学識経験を有する者 関係行政機関の代表者	1年以内	県土整備部
和歌山県役務提供等実績認定審査会	3人以内	学識経験を有する者	3年以内	会計局
和歌山県役務提供総合評価審査委員会	5人以内	学識経験を有する者	1年以内	会計局

別表第2 (第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県長寿社会対策推進会議	介護保険事業支援計画等専門部会	県老人福祉計画及び県介護保険事業支援計画についての専門的な事項の調査審議に関する事務
	入所判定審査部会	県が市町村から老人ホームへの入所措置の要否判定困難ケースについて助言を求められた場合における県への意見具申についての調査審議に関する事務
和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会	総括部会	生活習慣病に係る検診についての重要事項の調査審議に関する事務
	循環器疾患等部会	特定健康診査についての重要事項の調査審議に関する事務
	胃がん部会	胃がん検診についての重要事項の調査審議に関する事務
	子宮がん部会	子宮がん検診についての重要事項の調査審議に関する事務
	乳がん部会	乳がん検診についての重要事項の調査審議に関する事務
	肺がん部会	肺がん検診についての重要事項の調査審議に関する事務
	大腸がん部会	大腸がん検診についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県特定疾患対策協議会	難病認定審査部会	特定疾患治療研究事業対象患者の認定審査に関する事務
和歌山県感染症対策委員会	エイズ対策部会	エイズ治療拠点病院の選定についての審査に関する事務
	肝炎対策部会	肝疾患診療連携拠点病院等の選定についての審査に関する事務

和歌山県中小企業振興支援補助金 審査委員会	わかやま地場産業ブランド 力強化支援事業審査部会	わかやま地場産業ブランド力強化支援事業の 審査等に関する事務
	サービス産業県外市場開拓 支援認定部会	サービス産業県外市場マーケティング支援事 業の審査等に関する事務
和歌山県中小企業事業計画評価委 員会	経営革新計画評価部会	県内中小企業から申請のあった経営革新計画 の評価に関する事務
	和歌山県小規模創造企業事 業評価部会	県内小規模企業者に係る事業の新規性及び実 現性並びに申請者の技術力及び地域経済への 貢献度等についての審査及び評価に関する事 務
	和歌山県試し買い購入促進 認定制度審査部会	和歌山県試し買い購入促進認定制度の審査等 に関する事務
和歌山県起業家支援施設等入居審 査委員会	わかやまビジネススクエア 入居等審査部会	わかやまビジネススクエアの入居者の選考、 退去及び入居期間更新についての審査に関す る事務
	和歌山県立情報交流センタ ーSOHOブース入居等審 査部会	和歌山県立情報交流センターSOHOブース の入居者の選考及び入居期間更新についての 審査に関する事務
	わかやまビジネスサポート センター入居等審査部会	入居者の選考、入居期間の更新等についての 審査に関する事務
和歌山県農業農村振興委員会	中山間地域等直接支払制度 推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の 指定及び各地区の取組についての評価その他 事業の効率的かつ適正な執行についての調査 審議に関する事務
	農地・水・環境保全向上対 策推進部会	当該年度の事業の執行状況及び各地区の取り 組みについての評価その他事業の効率的かつ 適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保 全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執 行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・ 審査その他事業の効率的かつ適正な執行につ いての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る 第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執 行状況及び事業地区別の各年度における成果 についての評価その他事業の効率的かつ適正 な執行についての調査審議に関する事務
和歌山県水産業対策審議会	かつお・まぐろ部会	かつお及びまぐろ漁業の振興についての重要 事項の調査審議に関する事務
	流通対策部会	水産物の流通改善対策についての重要事項の 調査審議に関する事務
	沿岸漁業部会	沿岸漁業の近代化についての重要事項の調査 審議に関する事務
	漁協対策部会	漁業協同組合の経営基盤の強化拡充及び漁業 金融についての重要事項の調査審議に関する 事務
	内水面漁業部会	内水面漁業の振興開発についての重要事項の 調査審議に関する事務

和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	総合評価審査部会	建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件（農林水産部が所管する事業を除く。）における審査に関する事務
	技術提案評価部会	建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件（農林水産部が所管する事業を除く。）における評価に関する事務
	農林水産総合評価部会	農林水産部が所管する建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件における審査及び評価に関する事務
和歌山県建設工事等実績認定審査会	工事認定審査部会	同種工事の実績を入札参加条件とした工事における入札参加資格を有する者の能力の審査及び認定に関する事務
	一般業務認定審査部会	建設工事に係る委託業務のうち、高度な技術を要する業務以外の業務における入札参加資格を有する者の能力の審査及び認定に関する事務
	高度技術業務認定審査部会	建設工事に係る委託業務のうち、高度な技術を要する業務における入札参加資格を有する者の能力の審査及び認定に関する事務
和歌山県建設技術審査会	新技術開発支援選定部会	新技術開発の個別案件における審査及び選定に関する事務
和歌山県河川整備審議会	河川整備計画部会	河川整備計画についての調査審議に関する事務
	河川環境部会	河川環境等についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 和歌山県中小企業振興対策審議会規則（昭和28年和歌山県規則第70号）
- (2) 和歌山県クリーニング師試験委員規則（昭和28年和歌山県規則第79号）
- (3) 和歌山県水産業振興対策審議会規則（昭和29年和歌山県規則第28号）
- (4) 和歌山県観光審議会規則（昭和41年和歌山県規則第140号）
- (5) 和歌山県製菓衛生師試験委員規則（昭和42年和歌山県規則第124号）
- (6) 和歌山県毒物劇物取扱者試験委員規則（平成21年和歌山県規則第70号）

和歌山県規則第48号

和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則
(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号。以下「条例」とい

う。) 第3条の規定に基づき、別表名称の欄に掲げる和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じて、条例第2条第1項の表に掲げる当該担当事務について審査し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表定数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年以内で知事が定める期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び職務代理者を置き、委員長及び職務代理者は、別表委員長及び職務代理者の欄に掲げる者をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、別表職務代理者の欄に掲げる者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、当該諮問事項に応じ、委員長が指名する3人以上の委員により運営し、その議長は、当該委員の中から委員長が指名する。

2 委員会の会議は、議長が招集する。

3 委員会は、第1項の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の招集の特例)

第6条 議長は、緊急の必要があり、委員会の会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を前条第1項の各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、諮問事項に係る事務を担当する部局において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第3条、第4条関係)

名 称	定 数	委 員 長	職 務 代 理 者
和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	25人以内	知事室長	広報課長
和歌山県総務部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	15人以内	総務部長	総務管理局长
和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	25人以内	企画部長	企画政策局长
和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	30人以内	環境生活部長	環境政策局长

和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	25人以内	福祉保健部長	福祉保健政策局長
和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	45人以内	商工観光労働部長	商工労働政策局長
和歌山県農林水産部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	45人以内	農林水産部長	農林水産政策局長
和歌山県県土整備部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	15人以内	県土整備部長	県土整備政策局長
和歌山県会計局所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	10人以内	会計管理者	会計局長